

令和2年度税制改正の概要

税制改正 (中小企業・小規模事業者関係)

令和元年12月20日、令和2年度税制改正大綱が閣議決定されました。

中小企業・小規模事業者関係では、オープンイノベーション税制の創設、エンジェル税制の拡充、少額減価償却資産の取得価額の特例措置、交際費課税の特例措置、再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長等が盛り込まれています。

本稿では、その一部を紹介します。詳細につきましては、下記のURLより、中小企業庁のホームページをご覧ください。

【URL】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2019/191225zeiritu.html>

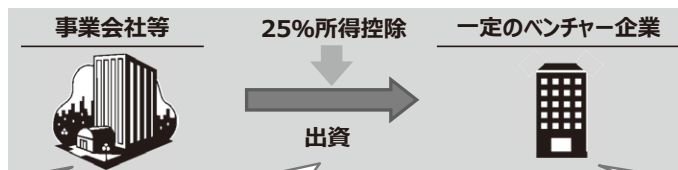
① オープンイノベーション促進税制の創設 (法人税・法人住民税・事業税)

新設

- アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、**25%の所得控除**を講ずる。

改正概要

【適用期限：令和3年度末まで】



<出資を行う企業要件>

- ① **国内事業会社**
又は
- ② **国内事業会社によるCVC(注1)**
(※)事業会社又はその子会社が運営し、持分の過半数以上を所有するファンド等

<行為要件>

- ① **1件当たり1億円以上の大規模出資**
中小企業からの出資は1,000万円以上
(※)海外ベンチャー企業への出資は5億円以上
- ② 株主間の株式売買ではなく、**ベンチャー企業に新たに資金が供給される出資**
(※)発行済株式の取得は対象外
- ③ 一定の控除上限
- ④ **一定期間(5年間)の株式保有(注2)**

<出資を受けるベンチャー企業要件>

- ① **新規性・成長性のある設立後10年未満の未上場ベンチャー企業**
(※)新設企業は対象外
- ② **出資を行う企業又は他の企業のグループに属さないベンチャー企業**

+

- 事業者は、経済産業省に対し、1年間の出資案件に関して、「各出資が事業会社、ベンチャー企業双方の事業革新に有効であり、制度を濫用するものでないこと」を決算期にまとめて報告。(事前認定は行わない)

(注1) CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルのことを指す。

(注2) 5年間以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、控除額を益金算入。

② 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）（所得税・個人住民税）

拡充

- 創業間もないベンチャー企業にとって**資金調達**は依然大きな課題。
- そのため、12年ぶりにエンジェル税制を見直し、**時代の変化に対応した制度**とすることで個人投資家からの投資を促し、ベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給する。
- 具体的には、**対象ベンチャー企業の拡大**や**多様な層の投資家**が本税制を利用しやすいよう手続きの簡素化を図る。

改正事項① **対象企業要件を、設立後3年未満から5年未満へ改正**

製品やサービス開発等の高度化を背景に、高度な技術を要し開発期間が長期化するベンチャー企業が増加
→ 長期に渡る研究開発により**黒字化に時間を要している企業への資金供給を促進**

改正事項② **経済産業大臣認定制度の拡充**

エンジェル投資家の裾野拡大を背景に、ベンチャー企業の目利きができる事業者の認定制度を拡充
認定事業者を経由した投資については企業の要件確認を簡素化
→ **認定ファンドおよび新たに認定対象とする株式投資型クラウドファンディングを通じた投資の促進**

改正事項③ **申請手続きの重複を改善**

ベンチャー企業が都道府県に行う申請書類の重複を改善し、申請手続きの効率化を行う。

③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税）

延長

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能となる税制措置。
- 中小企業者等における①**償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減**、②**少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上**を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

- 適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）
- 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外する。

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 （即時償却）	合計300万円 まで 本則
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却（注） （残存価額なし）	
	10万円未満	全額損金算入 （即時償却）	

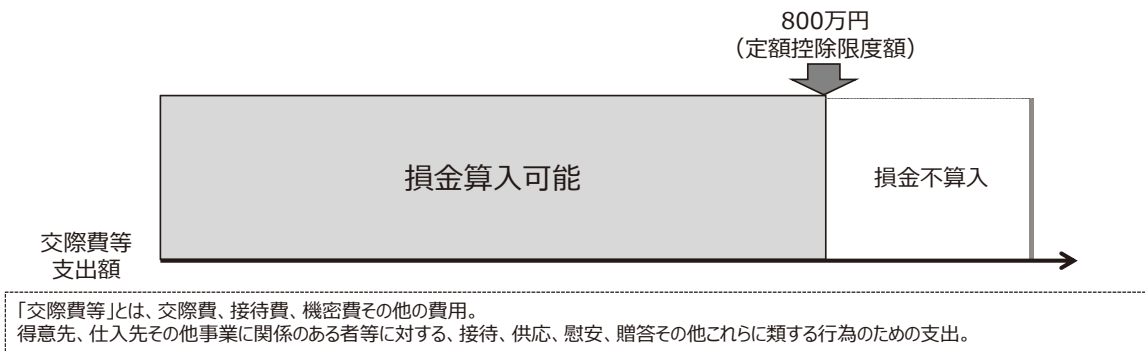
（注）10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

④ 中小法人の交際費課税の特例措置の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、**中小法人については定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金算入することが可能。**
- 販売促進手段に限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費**であること等を踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

改正概要 ○適用期限を2年間延長(令和3年度末まで)



【参考】中小法人については、上記特例措置(※1)と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置(大法人も適用可能※2)との選択適用が可能。
 ※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ(600→800万円)、損金算入割合の拡充(90→100%)が行われた。
 ※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

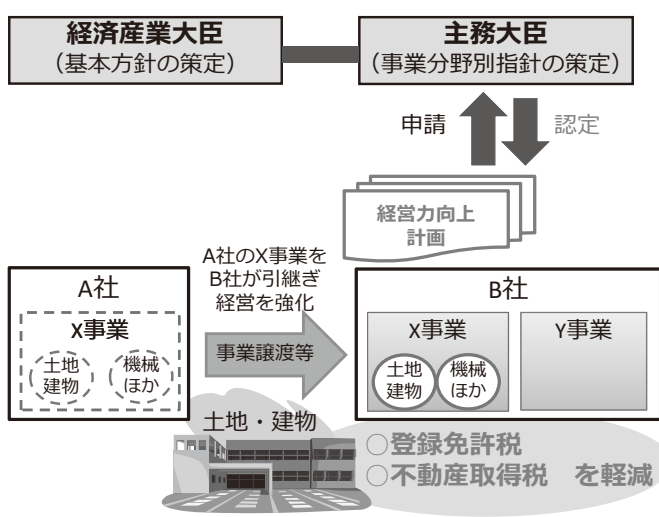
⑤ 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 (登録免許税・不動産取得税)

延長

- 後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、**いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。**
- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで**次世代への経営引継ぎを加速させる措置**について、**適用期限を2年間延長する。**

改正概要 ○適用期限を2年間延長(令和3年度末まで)

【中小企業等経営強化法】



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

<不動産取得税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅		3.0%※1	1/6減額相当 (税率にすると2.5%)
住宅以外の 家屋		4.0%	1/6減額相当 (税率にすると3.3%)

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)
 ※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税